

彦根市教育委員会会議録

会議の日	令和 8 年 7 月 23 日(木)			
会議場所	彦根市役所本庁舎 5-1 会議室、5-2 会議室			
出席委員等 5 人中 5 人出席	教育長 教育長職務代理者 委 員	西嶋 良年 田附 孝子 本田 啓子	委 員 委 員	小松 照明 永濱 隆
出席職員 (説明員)	教育部長 小島 久喜 教育部次長(教育総務課長) 清水 智子 こども家庭部次長(幼児課長) 平野 敦也 副参事(図書館長、新図書館整備推進室長) 久保田 雄介 副参事(博物館副館長) 林 善和 副参事(博物館管理課長) 都築 養子 学校教育課長 小坂 英司 学校教育課主幹 白髭 英之 学校 ICT 推進課長 野古溪 守 学校支援・人権・いじめ対策課長 小磯 浩司 生涯学習課長 西川 真由美 生涯学習課主幹 川添 義夫 学校給食センター所長 今井 和宏 広野教育集会所長 中江 淳展			
会議次第	1 開 会 午後 1 時 30 分 2 議 題 内 容 別添のとおり 議案第 36 号 彦根市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱、彦根市認定地域クラブ活動の認定に関する要領および「彦根市認定地域クラブ活動指導者」登録制度の制定について (学校教育課) 議案第 37 号 彦根市立中学校部活動地域展開等推進計画の策定について (学校教育課) 3 その他 内 容 別添のとおり 4 閉 会 午後 2 時 34 分			

1 開 会

教育長 ただ今から教育委員会会議を開会します。

本日提案している議題は、2 件です。

本日の議事の進行につきましては、「教育長報告」のあと、議案第 36 号および議案第 37 号の審議をいただきます。その後、「次第 4 各所属の取組事項等について」の質疑を行い、「次第 5 その他」で教育委員会の所管事項について、委員からのご質問をいただきます。

本日の議事進行につきまして、ご異議はありませんか。

各委員 なし。

教育長 それでは、私から「教育長報告」をさせていただきます。

6 月 29 日月曜日、6 月市議会定例会が閉会となりました。

6 月 30 日火曜日、彦根市防災会議および彦根市国民保護協議会が本庁にて開催されましたので、出席をしました。

7 月 1 日水曜日、7 月定例校長会議を本庁にて Web 会議方式で開催し、出席をしました。

7 月 2 日木曜日、県教委教育長と市長・市教委教育長面談が本庁にて行われましたので、出席をしました。テーマは「高等学校教育改革に向けて」です。

7 月 7 日火曜日、第 1 回彦根市総合教育会議が本庁にて開催されましたので、教育委員のみなさんと出席をしました。

7 月 8 日水曜日、第 1 回彦根市いじめ問題調査委員会を本庁にて開催し、出席をしました。今年度から 2 年の任期となる 5 名の委員を委嘱し、本市のいじめ問題等に関する課題について協議を行いました。

7 月 9 日木曜日から 15 日水曜日まで、教育委員会事務局懸案事項および人事関係調書ヒアリングを本庁にて行いました。

7 月 21 日火曜日、彦根市小中学校校長教頭合同研修会が鳥居本地区公民館で開催されましたので、出席をしました。

本日 23 日木曜日、7 月の教育委員会会議となっています。

報告は以上です。何かご質問やご意見がありましたらお願いします。

各委員 なし。

2 前回会議録の承認

3 議題

議案第 36 号 彦根市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱、彦根市認定地域クラブ活動の認定に関する要領および「彦根市認定地域クラブ活動指導者」登録制度の制定について

学校教育課長から説明がありました。

田附職務代理者 例えば、現在稲枝地区は地域展開をしています、学校の先生が平日も土日も全部指導されている部活動の中で、平日は先生が指導し、休日はクラブチームとか地域クラブのところに行くとなると、土日は指導者が別になるのですか。

学校教育課長 指導者ですが、今後は市の認定地域クラブということになりますので、市で認定をした指導者がここに関わってくることが想定されます。加えて、兼職兼業ということで、現在の学校教職員の中で希望する者が、さらにここに加わるということも想定をしています。平日と土日で指導者が全く異なるという場合もありますし、教員が土日に加わってくる競技種目も該当することになります。

永瀆委員 先生の働き方改革の中で、クラブ活動の時間が割合を占めているのはこれまで行政側から言っていることなので、それを何とかしないといけないと思います。教員の本分である、子どもたちを教育すること、クラブ活動も教育ではありますが、本分である授業の準備ができないとか、体力的に精神的に疲れてしまう方がいることが気になります。精神的に病んでしまう教員が増えているという現実があり、それがクラブ活動だけとは言いませんが、いろいろな保護者への対応とかもあると思いますので、休日の部活動を民間移行にするのは賛成です。やはり、先ほど説明があったように、先生が兼業して土日にも教えるというケースもあります。先生の中で、熱の入った方は一生懸命やってもらえますが、そこまで熱の入らない先生もいると思います。教職員のいろいろな意見を見ているのですが、もちろんクラブも大切だがそこまではできないという教職員の意見も多々見受けられます。そういう方にも強制させるような状況だけは作って欲しくないと思います。例えば、熱血の先生が兼業兼職の申請をされたとしたら、下の者も「申請しないといけないのかな」というよう流れ、雰囲気は作って欲しくないと思います。その先生は部活動に熱を入れる余裕がある方なのかどうか、そういうところも見極めた上で判断をしてもらいたいと思います。許可を出すのは、教育委員会になりますので。それと、月 80 時間以上とか、残業をしている先生の中にクラブ活動の顧問をしている方がどれだけいるのですか。そういう傾向が見えてくると、一般的なイメージ

としてはクラブ活動に時間がかかっていると思いますが、同じように他の一般業務をしている先生もいますので、残業をしている先生がクラブ活動を担っている方だという推測はできます。土日を学校外にお任せすると言っても、平日だけクラブ活動も含めて残業をしている先生が、土日も指導者もやりたいと言って、それを許可してしまえば同じことではないかと思います。やむを得ず、やらないといけない状況になった先生が出てきた場合、正確な把握ができなくなるのではないかと危惧します。やはり、その平日5日間、月から金の5日間の超過勤務の時間、実態を調べた上で認めるかどうか、判断してもらったらよいのではないかと思います。クラブ活動も大事な教育の1つですが、メインは学校での授業や課外活動だと思いますので。日本はクラブ活動を学校が責任を持ってやっていますが、海外ではどうなのでしょう。一部しか知りませんが、ほとんどは民間ではないのでしょうか。学校が直接そこまで時間を割いて先生がやっているのは、日本ではウェイトが大きいと思いますので、メインは学業ということで、学業をメインにしたい先生を部活動に引っ張っていき過ぎないように願っています。

学校教育課長 やはり、教員には本分がありますので、残業等が増え、土曜日曜の勤務の増加ということで、本分がおろそかになってはいけないということは最も大切なことであると考えています。国の部活動ガイドラインでも、平日については週4日まで、そして最大2時間までと、土曜日曜については最大3時間まで、いずれか1日を休みにすることとなっています。市の認定地域クラブはこの国のガイドラインに基づいて実施を行っていく予定です。なお、現在の中学校現場においては、働き方改革の観点から平日4日間を平日3日までの部活動にするところが随分増えてきていますので、そういうところも十分加味しながら、今後の地域認定クラブのあり方については進めていきたいと思っています。特に超過勤務の実態もしっかりと見極めながら、この制度については進めていきたいと思っています。

本田委員 国の方でも県の方でも、今までは兼職兼業はしたらだめと思い込んでいたのですが、それが可能になるということは、実証実験をしているところから人材が集まらないとか、何かいろいろな問題や地域移行の課題が挙げられてきて、そういう制度が整備されるようになってきたのかと思いました。その認定制度も、結局は中学校の部活動が他のクラブチームと同じようにお金がいっぱいかかることから差別化するために、この認定制度をやりたいということできたのではないかと思います。スケジュール通りにうまくいくとよいですが、検討委員会で何回も議論を重ねても、まだまだ足りないだろうと思います。例えば、

要綱の中に認定要件として、第2条第1項で第1号から第7号までありますが、特に第1号が重要だと思います。民間クラブと地域クラブとの差を考えたときに、「学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり」と書いてありますので、ここには【別表1】の(1)①にも書いてあるように、障害のある生徒とか、苦手な生徒も含めた環境整備とかも必要で、そういうことも要件の中に入っていることが差別化だと解釈しています。その辺を教えて欲しいと思います。

学校教育課長 この部活動の地域展開ですが、1つは教員の働き方改革、これが根本的にあったということで、それに加えて、中学生を含む児童生徒数の減少という非常に大きな波が来ています。1つの中学校では単独チームを編成することができないということもあり、本年度も市内のある競技については合同部活動という形で市内すべての中学校が集まって1つの競技をするところまであります。また、指導者は兼職兼業という話がありますが、決して教員が無理をすることがないように、ここは考えていく必要があると思っています。様々な子どもたちがいて、もちろん家庭環境もありますので、その子どもたちが持続可能な形で自分が取り組みたい競技、あるいは文化活動に持続的に取り組めるような形で、こういう認定要綱を定めて進めていきますので、今回この7つの具体的確認事項についても提示をしています。なお、これについては今後広く周知を図っていきますので、市の認定地域クラブについては話が加速していくと思います。また、その際には様々な情報について共有させてもらいたいと思います。

小松委員 経過措置として、認定要件のうち、「(4)、(6)を満たしていない場合であっても認定を行う場合がある」と記載されていますが、(4)の中で、「学生の指導者のみでの活動は、認めない。」という項目があり、これは経過措置で認めることがあるのですか。要件は満たしていないけれども認める条件というのは、(6)の②で、「営利を主たる目的とせずに運営していること。※彦根市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、適用しない。」とありますが、具体的にどういうことが考えられるのですか。営利を目的としないクラブはどのようなクラブがあるのですか。また、認定クラブとしての最低規模の人数はどの程度を考えているのですか。ある程度の規模がないと成り立たないのではないのですか。

学校教育課長 まず、経過措置ですが、「学生の指導者のみでの活動は、認めない。」という部分は、この認定要件の中でも高校生を除くと書いてありますので、18歳以上ということで具体的には大学生等も該当してくることが想定されます。その採用に関しても、市の方で一定の研

修をしっかりと受けていただいて、研修を受けていただいた中で市が認定をした者について、指導者として認めていくという方向を考えています。様々な研修を受けてもらって、市がOKを出した方が各認定地域クラブの指導者になると考えています。それから、基本的には学校部活動の延長ということになります。一般のクラブ活動は様々あり、どちらかというと、例えば運動部で言いますと、勝負にこだわるということも想定されますが、これは学校の部活動のあり方を国のガイドラインに乗っ取って行うものですので、しかも、国が示す低廉な参加費で活動ができるということを考えますと、なかなか難しいことですので、これはあくまで学校部活動の延長ということで、子どもたちの受け皿としての地域部活動の認定地域クラブであると考えています。規模感、人数についてですが、今の学校部活動の人数体制を見ますと、2桁を超える生徒がいる部活動もあれば、1桁、5人以下という部活動もありますが、指導者としてはやはり1人でもそういう子どもたちがいたら、子どもたちの活動に対して支援をしたいという教員も多いので、そのことについては、今回、認定制度、認定要件の中で指導者の方がそれでもよいという確認がとれた状態であれば、進めていくことは可能と考えていますので、現在では、最低限何人以上というようなところは思っておらず、子どもたちの活動を保障するということをまず前提として考えているところです。

小松委員 (6)②で「営利を主たる目的とせずに運営していること。」についてですが、今の説明では、営利を目的とする場合はないということになります。ということは、「※彦根市が事業者等に委託して地域クラブ活動を実施する場合は、適用しない。」の一文は不要ではないですか。

学校教育課長 例えば、民間の絵画教室や水泳教室等において生徒を受け入れる際、営利を目的とする活動ではなく、適切に教室を運営することが求められる観点から、ご指摘の一文は必要であると考えます。

小松委員 多分この文章を入れたのは、何かもっといろいろ深い思いがあって、今後のいろいろな状況の変化によってはこういう場合もあるということであり、例えば具体的にはこういう場合が当てはまるとか、そういう事例があればわかりやすいと思います。営利を目的とすると、学校のクラブ活動とは離れていってしまうと思います。民間の水泳のクラブとか野球のクラブとか、わかるとは思いますが。この中には参加費として1,000円から3,000円程度というような規定も入っていますので、そこの兼ね合いから見たら、この文章は意味がわからなかったので質問をしました。

永瀆委員 委託というのは営利になるわけですか、それともならないのですか。委託された業者は、通常、営利を目的とした会社ではないのですか。

学校教育課長 基本的にこの部分は学校部活動の延長ということで、お金を集めることによって、金銭的な利益を目的とするようなものではないです。単純に営利を目的としないで、子どもたちの活動のために活用するというのが一番の大前提となっています。

永瀆委員 先ほど小松委員が言われたように、水泳クラブとか元々営利を目的にやっているところが参加した場合に、そういう会社の参加を妨げないようにする一文かなと思ったのですが。

学校教育課長 水泳についてはどうしても指導者に対する謝金は発生をします。例えば水泳ですと、やはりプールの施設管理費が発生しますので、そちらの費用がかかるということも当然想定がされます。ただ、お金がかかったとしても、何か金銭的な営利が発生することは活動としてはしないということを立証してくださいと市としてはお願いをするのが目的です。

田附職務代理者 3 ページ目の認定に関する要綱、第 4 条第 2 項の条文をわかりやすく教えてください。「彦根市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり、第 2 条の認定要件に沿って地域クラブ活動を実施する場合には、当該地域クラブ活動は、認定を受けたものとみなす。」という部分です。

学校教育課長 この要件ですが、基本的に認定についてはここに書いてある認定要件を満たす団体が、市の認定地域クラブという形で活動を市が承認をするということになります。どの地域クラブの活動団体が申し込まれても即認定ということではなく、例えば、指導者の方が研修を受けて必要最低限の要件を満たす団体であれば、そこで承認を得られれば、ここでの活動を認めていくということを考えています。

田附職務代理者 これは、学校で今活動をしている、部活の延長のようなものがクラブになった場合という意味かと思っていました。

学校教育課長 基本的には、今の学校部活動の延長ということを考えています。

本田委員 去年の 10 月頃から本市のスケジュールの話があったと記憶しています。国のガイドラインとかを踏まえて、県の方から説明があった時には、県としては地域展開というよりも地域連携を取って、持続可能な展開をしていきたいという話があったと記憶しています。地域によって力の入れ具合に差があり、「それぞれの自治体でその協議会の方向でやってください」と県はそういうふうに言ってきたような記憶があるのですが。

学校教育課長 基本的には、県は国の動向に基づいて動いています。国は令和 8 年度から令和 13

年度を改革実行期間として指定をしています。本市としては、その国のガイドラインを受けまして、来年の８月以降については休日の部活動については廃止をすると、アナウンスもしています。県内の部活の地域展開、地域連携ということで、どちらかと言うと、地域展開という形で文言が出ていますが、地域展開について各自治体間の差はあります。本市については、ここまで早期に明言もして取り組みを進めていますが、現状としては県内各地では進んでいる地域とまだまだ進んでいない地域があります。

田附職務代理者　５ページ目の第１２条第１項第２号で、「地域クラブ活動の運営等への公的支援」と記載があるのですが、この財政支援は、例えば施設とか設備とか消耗品とかいろいろありますが、そういうものも支援の範囲に入っているのですか。例えば、施設を借りてそこが傷んだ場合、そういう場合はどこが対応するのですか。市が学校の備品として対応するのか、その辺はどうなっていますか。

学校教育課長　施設については、基本的には市の認定地域クラブの優先利用を考えたいと思っています。また、財政支援につきましては、なかなか活動に参加できない困窮家庭も想定されます。それについては、国の方からも支援補助金という制度がありますので、そういうものも積極的に活用していきながら、支援を進めていきたいと考えています。

永瀆委員　田附委員が質問された、認定に関する要綱の第４条第２項です。「彦根市が自ら地域クラブ活動の運営団体・実施主体となり」とありますが、現在そういう組織はないですか。彦根市立フットボールクラブとか、バスケットボールクラブとか。

学校教育課長　現在、彦根市立のクラブは特にありません。

永瀆委員　今後、そういう彦根市が作ったクラブとか、必然的に認定されるということですか。

学校教育課長　委員の認識のとおりです。

議案第３６号は原案のとおり承認されました。

議案第３７号　彦根市立中学校部活動地域展開等推進計画の策定について

学校教育課長から説明がありました。

小松委員　令和９年８月からということであと１年ありますが、時間がない中でいろいろなことを進められていて、やはり財政的な問題、ベースとなるその費用をどう準備してくのか、が気になります。一部国の支援も入れてという話もありましたが、国の支援の内容がまだ決まっていないわけで、受益者負担は１,０００円から３,０００円というのは、これはあくまで目安で

す。最低限いろいろな必要になり、指導者に対する報酬をどうするかとか、まだ何も準備できていないのではないかと思います。そういう中でスタートするとなった時に、一番問題なのは財政的な問題だと思います。国の支援が不明の中で、彦根市から費用を出すというつもりはあるのですか。そこをはっきりさせないと、これは進められないのではないかと感じています。2点目は、29ページにある、彦根市部活動改革ビジョンです。これもいろいろな組織が絡んでうまく回るのかと思っていますが、その中に総括コーディネーターというのがあります。この総括コーディネーターは、具体的に誰が担当するものですか。

学校教育課長 先に2点目の回答としまして、令和9年8月以降ですので1年後ということですが、統括コーディネーターは本年度から1名あてがいはして、これは当課の当初予算で計上して、もう動いてもらっています。現在、その統括コーディネーターにスポーツ少年団や小学校の他団体、さらにその延長となる中学生の受け入れについても調整をしてもらっていて、様々な関係者、団体への調整等、働きかけなど、その統括コーディネーターを中心に動いているところです。引き続き、統括コーディネーターを中心に進めていく予定もしています。1点目の財政的な面については、指導者に対して一定の報酬をお支払いする市町負担は発生します。これについて、一定の受益者負担が生じるということは、保護者理解を得ていく中では一定必要であると市としては考えていますので、基本的には国が示す低廉な価格でもって、指導者への報酬をお支払いしていきたいと考えています。当然、人数が多い部活動があれば人数が少ない部活動もあります。主として受益者負担の額を一旦総括した上で、各部活動へ配分できるように、その体制も今後進めていきたいと考えています。

小松委員 指導者に対する報酬は受益者負担が発生する中で、国の目安では1,000円から3,000円となっていますが、その中で一応やっていくと考えてよいですか。

学校教育課長 基本的には、指導者への報酬については国が示す基準となる金額の1,000円から3,000円程度を考えています。ただし、競技によっては例えば、水泳など設備等が必要な競技種目もありますので、各競技に応じてさらに追加の受益者負担が発生するということも想定をしています。

田附職務代理者 夏季休業中は、平日は先生が指導することになるのでしょうか。

学校教育課長 夏季休業中は、基本的には平日は教員で、週末は新しい指導者ということを考えています。

永濱委員 確認ですが、指導者への報酬は各スポーツ競技内で計算するのか、全体で全競技分を

徴収して分配していくのか、どちらになりますか。

学校教育課長 現在のところ、競技によって人数が多い、少ないということの想定がなかなか難しい状況です。ですので、基本的には競技ごとに徴収ができればと考えていますが、競技人口が少なくなってきた場合には、なかなかその競技だけで指導者への報酬の支払いが難しいと思いますので、その場合については全体の中からの支払いということも想定をしています。

本田委員 27 ページに(3)顧問としての教員と書いてある部分ですが、先生が余りにも過労になっているということで、大分前からエキスパートとか外部の指導員とかが入ってくるようになった時期がありました。令和9年度からは、休日の部活動の時にはそういう方たちも協力してもらおうということでしょうか。

学校教育課長 今現在、各競技に従事してもらっている指導員についても、引き続き令和9年度以降の地域展開を実施した場合についても、競技に従事してもらうような形を市としては考えています。

本田委員 すぐに全部の展開ではないですが、学校と企業の方で展開する時の連携の部分で、これまでのよさ、部活のよさを継承していくためには、そのコミュニケーションがすごく大事だと思います。同じ学校だったらすぐできるようなことでも、地域展開となるとなかなか難しいと思います。子どものことをよくわからない部分もあるので、そのあたりを心配するのですが。今まで学校での集団活動を通じて人間形成とか、生徒の活躍の場とか、スポーツや文化芸術に親しむ機会がすごくよいという文化が、私たちが子どもの頃から数十年と続いてきていますので、なかなかそこからの切り換えが難しく、そういうところを埋めていく作業が一番大切だと思います。なので、そういう人たちにも協力をたくさんしてもらった方がよいと思います。意見です。

議案第37号は原案のとおり承認されました。

4 各所属の取組事項等について

小松委員 学校 ICT 推進課の(3)関西教育 ICT 展講演は、インテックス大阪で行われるのですが、彦根市における ICT 活用の実践の何がよくて、こういう場で講演できるもの、他にないようなものは何があるのですか。

学校 ICT 推進課長 この関西 ICT 展の講演ですが、あるメーカーから依頼が来まして本市が導入している印刷環境、その導入をきっかけにどのような変化がありますかという話をいただき

ました。本市としては、印刷環境の向上が、教員の授業改善、教育の質の向上に繋がった、そして、教職員にとって校務の効率化になったということを伝えていく、そういうことを考えています。特に、モノクロ、カラーの印刷が定額制という形になり、教員がどんどん子どもたちにいろいろなワークシート等をカラーで作成したり、それによって子どもたちの授業に対する意欲が伸びたりとか、また、従来は事務職員がインクの管理等を行っていたのですが、オンラインでインクの残量等の管理が行われたり、少なくなった場合に自動でメーカーから送られてきたり、そのあたりを伝えていく予定です。

小松委員 この講演はそのメーカーをPR するために行うものではないですよね。今の説明は、そのメーカーのプリンターによって、カラーの性能とかいろいろ効率が上がったというように聞こえたのですが。ここへ行く限りは、やはり学校 ICT のことや学校 DX のことを中心に言わないといけないと思うのですが。

学校 ICT 推進課長 説明がそのメーカーのプランの詳細に偏ってしまったのですが、要するに印刷環境の向上という校務 DX により、学校にどのような変化が進んでいったのかという辺りを伝える予定です。

永瀆委員 学校教育課の(1)令和 9 年度鳥居本学園(小中一貫型小中学校)児童生徒募集概要の周知ですが、ここ数年のわかる範囲で鳥居本学区から直接小中学校に行った児童生徒、校区外から編入された児童生徒、その人数割合を教えて欲しいです。

学校教育課長 手元に詳細な資料がありませんので確定的な数値は言えませんが、例年、小学校 1 学年が大体 10 人前後ぐらいの学級編成で、学区外から入ってこられるのが小学校で 3 人から 4 人ぐらいという状況です。

永瀆委員 ということは、今まで 11 年経っていますので全学年 3 人ずつおられるとして、27 人から 30 人ぐらいいるということですか。

学校教育課長 年度によってももちろん差がありますので、そこまでは多くないです。

永瀆委員 また、数は教えてください。

5 その他

学校教育課長 前回、小松委員から 1 点質問をいただいていた、デジタル教科書について回答をします。前回、質問をいただいたデジタル教科書の評価の主体、方向性を出す時期、今後の採択計画について、現時点での見通しについて説明をします。

まず、評価検討を行う主体ですが、基本的にはデジタル教科書および紙の教科書の見本研究、それから導入効果の評価については、彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市4町で構成する教科用図書採択協議会から依頼をしています。各小中学校の教科代表教員で構成された調査委員会において行うこととなっています。選定に係るデジタル教科書の採用については、本市の採択地区が正式に採用した紙の教科書と同じ出版社のものを使用する仕組みとなっています。従いまして、制度上、学習者デジタル教科書は紙の教科書と全く同じ内容構成をデジタル化したものと定義されていますので、例えば、紙はA社、デジタルはB社という個別の選定はできないとなっています。紙の教科書の内容については、各出版社の紙の教科書としての内容の質とか、その出版社が提供するデジタル教科書の操作性、音声、動画書き込み機能などの使いやすさ、これらを一体的に評価した上で、最終的に教科用図書採択協議会において決定をしていくという流れになります。国のこのデジタル教科書の正式な位置付けとしては、次期学習指導要領からスタートをする予定です。2030年を導入、本格導入を目指したロードマップが示されています。

そして、令和3年度からの3年間、実証事業としてすでにスタートをしていまして、令和6年度から全国一斉にスタートもしています。特に英語科においては、やはりネイティブの発生の再生、動画連携による学習効果が高いということから、先行的に令和3年度から導入されています。現在では、全国の小学校5年生から中学校3年生を対象に、紙とデジタルの併用ということを原則として全校に配備が完了して活動が進められています。本市としましても、学びの高い効果が得られるように、今後も研究を進めて参りたいと考えています。

各委員 なし。

教育長 以上で本日の会議を閉会します。

8月の会議は、8月20日木曜日、午前9時30分から本庁舎5階5-1、5-2会議室で開催します。皆さんお疲れ様でした。